

福祉避難所の指定及び設置運営について

第1 福祉避難所の指定

1 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、高齢者や障害者等、通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設される避難所をいう。

福祉避難所は、次に掲げる基準を満たす施設のうち、予め指定することにより確保することを原則とする。

2 福祉避難所に指定する施設の基準

社会福祉事業を行う施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設とする。

- (1) 原則として、土砂災害危険箇所区域外に位置すること
- (2) 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間（階）を確保することができること
- (3) 原則として耐震・耐火構造の建築物であること
- (4) 対象とする避難者に適する物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていること
- (5) 避難者用スペースとして20㎡（1人当たり2㎡換算で10人分）以上が確保できること

指定の対象とする施設は、主に福祉会館やデイサービス等通所事業を行う施設とし、特別養護老人ホーム等入所居住型の施設については原則指定しない（併設型の施設の場合は、入所者の処遇に支障がない限り、指定は妨げない。）ものとする。

なお、一定の区域内で適切な施設が見当たらない場合にあっては、養護学校やコミュニティセンターなども考慮するものとする。

3 福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とする。

ただし、本人や家族の希望及び福祉避難所の受入可能人数等を踏まえ、次に掲げる者を優先して避難させるものとする。

- (1) 車いす利用者、視覚障害者及び介護を要する者等で、現に避難している避難所に段差があるなどにより、一人で移動することが困難な者
- (2) 自閉症、精神障害、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な者で、現に避難している避難所での対応が困難な者

なお、上記に該当するか否かは、通常の避難所に避難してきた者の中から、当該避難所に配置された行政職員によりこれを判断することを原則とする。

また、対象者を介助する者は、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができる（介助者は1人までとする。）が、要援護者数には算入しないものとする。

4 福祉避難所の指定手順

指定する福祉避難所の決定及び当該施設との協定締結については、事前に、市（健康福祉局）が施設設置者（管理者）及び区（総務課）と十分調整のうえ行うものとし、避難所としての指定・解除にかかる書類手続きは、通常の避難所の場合と同様とする。

5 福祉避難所の指定目標数

当面、小学校区に1か所の割合で指定することを目標とする。

6 周知方法

指定後、地域防災計画に掲載するとともに、関係地域・団体等に周知する。

第2 福祉避難所の設置運営

1 福祉避難所の設置、維持及び管理の方法

福祉避難所の設置、維持及び管理については、原則として施設設置者への委託により行う。

上記の委託を行った場合、市は、指定の際の協議に基づき、その他の救助（炊き出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）についても併せて委託することができる。

上記の委託にかかる救助の費用については、災害救助法が適用され、法による救助とみなされる範囲において救助の委託費として市が負担する。

その他福祉避難所の委託について、市と福祉避難所指定施設設置者は、あらかじめ福祉避難所の指定に先立って、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。

また、福祉避難所設置のための費用として、次に掲げる費用を市が負担する。

- (1) 概ね10人の要援護者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等を配置するための費用
- (2) 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材の費用

2 福祉避難所の開設

災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、災害救助地区本部から、現に通常の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がいるため、福祉避難所の開設の要請を受けたとき、受入体制が整い次第、福祉避難所を開設する旨を災害救助地区本部に連絡して開設するものとする。

3 福祉避難所の事業内容

- (1) 福祉避難所の設置、維持及び管理
- (2) 被災した要援護者の福祉避難所への移送（協力できる範囲で）
- (3) 被災した要援護者や家族の相談等、日常生活上の支援
- (4) ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けるための援助
- (5) 常時の介護や治療が必要となった者について、特別養護老人ホーム等への入所や病院等へ入院させるための関係機関との連絡調整

※ (3) から (5) は、上記 1 (1) に掲げる職員を配置した場合に実施する。